令和5年度高知県フードバンク活動支援事業費補助金 ~食品提供活動(フードパントリー)支援事業~

○ 補助の目的

原材料価格の高騰による食品の値上げ等により影響を受けた生活者の負担軽減を図るため、食品を必要としている人に食品を直接提供するフードパントリーの取組拡大に向けて、新たにフードパントリーを実施するフードバンク実施団体や民間企業等を支援します。

〇 事業実施主体

・食料提供活動(フードパントリー)を実施する団体

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、社会福祉法人 等

〇 補助の条件

①フードパントリー事業として、食材の無料配布イベントを定期的(月に1回程度) に実施すること。

②補助対象機器については、フードパントリー事業に活用するものとし、事業の目的以外の使用をしないこと。

〇 補助対象経費

①食品保管用設備等の購入・整備

ア 以下の物品等の購入に係る経費

- ・冷凍庫、冷蔵庫等 ・食料保管用設備(食料等保管用倉庫、コンテナ等)
- ・その他フードパントリー事業実施に必要な備品(はかり、精米機等)

イ 食品保管倉庫の賃借契約に係る経費(※賃借料は除く)

- ②フードパントリーの取組周知のための広報
 - ・広報ツール(チラシ等)作成のための費用
 - ・新聞広告、地域の広報誌等への広告掲載費用

○補助率及び上限額

補助率:定額

補助上限額:1団体あたり50万円

〇 申請期限

令和6年1月末日まで

(※令和6年2月末日までに県に実績報告書を提出していただく必要があります。)

高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課 地域福祉推進担当

〒780−8570

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL: (088) 823-9090 FAX: (088) 823-9207

Eメール: 060101@ken.pref.kochi.lg.jp

担当者 加藤・隅田・佐竹

